

2 分野別施策

2-1 部落差別

(1) 国・大阪府の部落差別解消の推進に関する取り組み

取り組みの経過

総理府の附属機関として設置された同和対策審議会は、昭和40(1965)年、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問に対し、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であり国民的課題である。」とし、その後の対策の基本的方向を示す答申（同和対策審議会答申）を提出しました。この答申を受けて、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後33年間、特別立法による同和対策事業が推進され、様々な取り組みにより一定の成果を上げてきました。

しかし、今日においてもなお不動産売買等に関わって同和地区の所在を行政機関へ問い合わせる等の差別事件、身元調査のための戸籍謄本の不正取得等の差別事件、インターネット上での差別書き込みなどの差別事象が発生しています。

このような背景から、平成28(2016)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

この法律では「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と規定しました。

一方、大阪府では、同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示した同和対策審議会の答申を受けて、財政上の特別措置を講じるための法律が国で定められたことを踏まえ、地域の住宅や道路などの劣っていた生活環境を改善する事業が昭和44(1969)年から平成14(2002)年までの間実施され、生活環境は大幅に改善されました。

しかしながら、財政上の特別措置としての同和対策事業は平成14(2002)年で終了しましたが、インターネット上での差別的な書き込み等の差別事象が発生し、同和問題が解決されたとは言えない状況です。大阪府では、総合相談事業の実施による相談の受付や人権総合講座の開催、人権啓発誌の作成・配布による啓発などを行い、「部落差別解消推進法」の趣旨も踏まえ、引き続き同和問題解決に向けた取り組みを推進しています。

【国の主な動き】

昭和44(1969)年	「同和対策事業特別措置法」（同対法）を10年間の時限立法として施行
昭和54(1979)年	「同対法」を3年間の延長
昭和57(1982)年	「地域改善対策特別措置法」を5年間の時限立法として施行
昭和62(1987)年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）を5年間の時限立法として施行

平成4(1992)年	「地対財特法」を5年間延長
平成9(1997)年	「地対財特法」の一部が改正、5年間の時限立法として施行 「人権擁護施策推進法」施行
平成14(2002)年	「地対財特法」失効
平成28(2016)年	「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」施行

(2) 本市の部落差別解消の推進に関する取り組み

取り組みの経過

本市においては、「同和对策事業特別措置法」をはじめとする特別措置法及び国の「地域改善対策協議会意見具申」や大阪府の「同和对策審議会答申」に基づき、早期解決に向けた諸施策を実施してきました。その結果、同和地区における環境改善や住民の生活向上などが図られ、差別の実態は大幅に改善されてきました。

また、平成30(2018)年に羽曳野市人権審議会から答申された「部落差別の解消に関する施策について」で課題提起された、「啓発」「教育」「相談体制の充実」「部落差別の実態調査、生活実態調査及び改善」の4つの項目に関する具体的な取り組みを踏まえ、部落差別の解消に向けた効果的な施策の推進を図っているところです。

現状と課題

部落差別の解決に向け様々な取り組みが進められてきたにもかかわらず、依然、結婚差別や就職差別が存在していると認識している市民は少なくない状況です。（資料編・104ページ参照）

「部落差別解消推進法」が「現在もなお部落差別が存在する」と明記したように、部落差別は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の課題であることを再認識し、市民一人ひとりが部落差別の解決を自らの課題として受け止め、家庭、学校、地域、職場等、あらゆる場において、部落差別に対する正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発を推進することが必要です。

また、人権文化センター、市営住宅等の施設の老朽化に伴い、計画的な建て替え等が求められています。

基本方針

「部落差別解消推進法」を踏まえ、第一条に定められたこの法律の目的である部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現をめざすため、部落差別解消を推進するための施策方針を次のとおり示します。

(1) 「部落差別解消推進法」の周知

「部落差別解消推進法」の目的を達成するためには、この法律について、市民一人ひとりの理解を深めることが必要です。そのため、あらゆる場を通じて、市民、企業・団体等に対して広く周知を行います。

また、市民へ周知を行うにあたり、市職員がこの法律を十分理解し、自らがその責務を自覚したうえで、率先して周知に努めるものとします。

(2) 部落差別解消に向けた施策の推進

法第3条に示す「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ため、国や大阪府と連携を図りながら、本市の実情に応じた施策を講じるよう努めます。

また、羽曳野市人権審議会を通じ、当事者を含む様々な市民から意見を求め、その意見を適宜反映し、より効果的な施策の推進を図ります。

さらに、市民や関係団体と十分に協議し、老朽化した人権文化センターや市営住宅等の施設の建て替え等を計画的に実施していきます。

(3) 相談支援体制の充実・推進

相談体制については、法第四条において、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとされています。本市では、部落差別に関する相談をはじめとする人権相談体制の一層の充実を図り、関係団体等と連携を図りながら、相談事項の解決に向けた支援・救済の取り組みなどに積極的に努めます。

(4) 教育及び啓発の推進

法第五条の教育に関する規定に基づき、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進します。

学校教育では、部落差別解消に向けたカリキュラムの教育課程への位置づけをはじめ、子どもの発達段階に応じた部落問題学習を進めるとともに、「部落問題学習の質の向上」「教職員研修の充実」「園・学校全体で組織的・継続的に実践するための体制の構築」「保護者・地域への啓発」を全園・校で推進します。

社会教育では、その推進体制の充実に努めるとともに、部落差別の解消に向けた事業等を計画的に実施するなど、学びの機会・場の充実に努めます。

一方、市民に向けた啓発にあたっては、法律制定の背景である「部落差別の認知度の低さ」をはじめ、「寝た子を起こすな論」「無知・無理解・無関心」「インターネット上の誤った認識」等の解消・解決を課題としてとらえ、市民一人ひとりが部落差別問題に対し正しい認識をもち、部落差別のない社会が実現に近づくよう啓発に努めます。

(5) 部落差別に関する実態や市民の人権に関する意識の調査・把握

法第六条に基づき、国が部落差別の実態に係る調査を実施する際は、関係団体等と連携を図り調査に協力します。

また、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、インターネット等での部落差別の実態把握に努めるとともに、国、大阪府、府内他市町村及び関係団体等と連携を図り、差別事象への対応に努めます。

羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画に基づき実施する「人権に関する市民アンケート」の結果を基礎資料として部落差別の解消を図るための施策等に活用するとともに、実態把握に努める中、明らかになった部落差別を改善するため、支援・救済に積極的に取り組みます。

施策の方向性

① 部落差別解消推進に向けた施策の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	市民や関係団体と十分協議し、老朽化した人権文化センター等公共施設の建て替え等を計画的に実施していきます。また、人権文化センターは、人権啓発の推進及び地域福祉の拠点施設として充実に努めます。	人権推進課 人権文化センター 関係各課

② 研修会・学習会・啓発行事の実施

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	部落差別に対する正しい理解と認識を深め差別意識の解消を図るため、様々な研修会・学習会の開催や各種広報活動、啓発行事などを積極的に行います。	人権推進課

③ 関係機関・団体などとの連携強化による啓発の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	部落差別に関する広報活動や啓発行事などの開催にあたっては、大阪府及び近隣市町村などの関係機関・団体、企業などと連携を強化し、効果的な開催やきめ細やかな啓発活動に努めます。	人権推進課 人権文化センター 産業振興課
2	身元調査やインターネット上のウェブサイトへの書き込み、企業における公正に反する採用などの人権侵害事象については、関係機関・団体との情報提供などの連携強化及びインターネット・モニタリング調査の実施等により抑止効果を図るなど啓発に努めます。	市民課 人権推進課 人権文化センター 産業振興課
3	差別落書きや差別につながる発言、所在地の問い合わせなどの事象が発生した場合は、法務局をはじめ関係機関・団体などと連携し、現場確認などの事実調査を実施し、啓発を行うなど差別の解消に向けて取り組みます。	人権推進課 人権文化センター
4	不動産取引に伴う土地調査について、関係機関・団体、企業などに対して、大阪府の「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の周知をはじめ啓発に努めます。	人権推進課

④ 学校などにおける部落差別に関する人権教育の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	一人ひとりの違いを認め、差別などによる人権問題を自らの課題としてとらえようとする意識や姿勢をもった児童・生徒を育成します。	学校教育課

No.	施策の内容・方向性	担当課
2	人権教育の担当教職員を中心に、幼稚園・小学校・中学校間や、地域間の連携を深めます。	学校教育課
3	教職員や保護者を対象とした研修に取り組みます。	学校教育課

⑤ 地域における学習機会の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	すべての市民に対して部落差別についての学習機会を確保できるよう、地域へ積極的に働きかけを行います。 また、市民が主体となって効果的・自発的な学習活動が行えるよう努めます。	人権推進課

⑥ 職場における学習機会の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	企業や福祉関係施設などにおいて、部落差別に関する人権学習への取り組みを支援するとともに、関係機関と連携し学習機会を提供するなど充実を図ります。	人権推進課 産業振興課

⑦ 相談体制の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	部落差別は教育や就労など複合的な課題を有していることから、人権をはじめとする生活上の様々な課題などに対応するため、総合的な相談体制の充実を図ります。	人権推進課 人権文化センター 産業振興課 学校教育課
2	法務局や大阪府、関係機関と連携し、相互に情報の収集・提供に努めることにより、相談機能の充実を図ります。	人権推進課 人権文化センター

⑧ えせ同和行為に対する啓発の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	えせ同和行為に対しては、被害を未然に防ぐため適切な対応が図れるよう啓発に努めるとともに、このような行為自体を防止するという観点からも、市民の差別意識や偏見を解消するための啓発を推進します。	人権推進課 人権文化センター

⑨ 交流活動や協働による取り組みの促進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	フィールドワークの実施や文化交流をはじめ、様々な交流活動を通して、人々が協働したまちづくりや地域活動の取り組みを促進します。	人権推進課 人権文化センター